

お知らせ

旧優生保護法に関する一時金支給

旧優生保護法のもとで子どもができなくなる手術を受けた方は、一時金320万円の支給を受けることができます。支給をご希望の方は、旧優生保護法に関する相談支援センターにてご案内しますので、ご連絡ください。

一時金の支給に関する詳細は道ホームページ（QRコード）をご確認ください。

圏相談支援センター（北海道保健福祉部子ども政策企画課内）
TEL 0120-0311711
【受付8時45分～17時30分】
FAX 011-232-4240



子育て・教育

災害遺児手当

●対象 交通や労働、不慮の災害で生計の中心者を失った義務教育終了前の遺児

●支給年額 3万6000円

※次の場合は支給されません。

●4月1日現在、本市に3か月

以上居住していない場合
●遺児を養育している保護者の所得が一定の額を超えている場合
●保護者が婚姻した場合
●養子縁組などにより遺児でなくなった場合

●申込 左記へ
圏子育て支援係TEL 74-8369

中空知交通遺児奨学金制度

●対象 交通事故で生計の中心者を失った遺児

●奨学金（年間1人当たり）

●小学生 3万円

●中学生 4万5000円

●高校生 8万4000円

●奨学一次金（入学時）

●小学生 3万円

●中学生 3万6000円

●高校生 3万6000円

※次の場合は支給されません。

●遺児を養育している保護者の所得が一定の額を超えている場合
●保護者が婚姻した場合
●養子縁組などにより遺児でなくなった場合

圏子育て支援係TEL 74-8369

助産施設の利用

経済的な理由で入院助産を受けることができない妊産婦のための助産施設（市立病院内）が

あります。ご希望の方は出産予定日の30日前までに申し込みください。なお、定員に達して入所できない場合もあります。

●対象 次に該当する市民の方

●生活保護受給世帯
●市民税非課税世帯

●前年に所得税課税世帯（所得税額が8400円以下）で、出産育児一時金などの額が48万8000円未満の世帯

※自己負担金の額は課税状況に応じて異なります。

●申込 左記へ
圏子育て支援係TEL 74-8369



募集

会計年度任用職員募集

●職種・募集人員 生涯学習推進アドバイザー 1人

●資格・要件 教育一般に関する豊かな識見や社会教育に関する指導技術を有する方、教員免許、普通自動車免許

●任用予定期間 令和6年4月1日～同7年3月31日

●業務内容 放課後子ども教室、あいさつ運動推進、青少年指導センター業務など

●勤務時間 8時30分～17時

●報酬 月給19万4419円、20万9709円

●申込 履歴書に必要事項を記入のうえ、資格証の写しを添付し、3月15日（金）～25日（月）までに社会教育係（2階25番窓口）へ

圏社会教育係TEL 74-8379

労働基準監督官採用試験

●試験日 一次…5月26日（日）、二次…7月9日（火）～12日（金）の指定された日

●申込 3月25日（月）までにインターネットから

※受験資格などの詳細は人事院ホームページ（QRコード）をご確認ください。

圏北海道労働局総務課人事第一係
TEL 011-709-2311



休日当番医の変更

3月17日（日）の休日当番医（歯科）は、みやこし歯科診療所に変更になります。

みやこし歯科診療所

TEL 75-5330

（滝川市江部乙町東 12丁目 1-4）

新規求人募集

市内企業では、ハローワーク砂川を通じて、新規求人を次のとおり行っています。

募集内容

職種	年齢	求人数
相談支援専門員	64歳以下	2
商品配達員	不問	1
調理補助員・配達	不問	1
施設管理員	18歳~59歳	1
歯科衛生士	64歳以下	2
施設管理作業及び清掃作業	不問	1

(3月6日現在)

☎ハローワーク砂川Tel 54-3147

ご寄付に感謝します ※受付順

★除排雪

中央小学校教育環境整備
株式会社中山組
代表取締役社長 中山茂 様

★現金 100万円

まちづくり事業資金
株式会社平尾電気商会
代表取締役 平尾嘉典 様

★ジュニア用グローブ 3個×5セット

各小学校児童への野球振興
大谷翔平 様



★玉ねぎ 140kg

学校給食用
砂川市玉葱振興会
会長 岡田圭司 様

★現金 200万円

まちづくり事業資金
増井妙子 様

★現金 12万円

砂川市義務教育学校支援
株式会社北洋銀行
取締役頭取 安田光春 様



新型コロナワクチンの特例臨時接種の終了について【再掲】

これまで国が費用を全額負担してきた新型コロナワクチンの特例臨時接種が令和6年3月で終了することに伴い、予約専用ダイヤルは3月29日(金)をもって終了となります。また、広報すながわ2月1日号でもお知らせしたとおり、次のサービスが停止となります。

【令和6年4月以降に利用できなくなるサービス】

- 新型コロナワクチン「接種証明書アプリ」のインストール、接種証明書アプリによる接種証明書の新規発行
- コンビニのキオスク端末での接種証明書の発行

☎ワクチン接種の予約専用ダイヤルTel 74-7002 (受付 8:30 ~ 17:15、土・日曜日、祝日を除く)

令和6年4月以降の新型コロナワクチンの接種は、季節性インフルエンザワクチンの接種と同様に自己負担が生じることとなります。65歳以上の方および64歳以下で基礎疾患を有する方は、法律に基づく予防接種である定期接種を年に1回(秋冬)受けることができます。その他の方で接種をご希望の場合は任意接種となります。変更についての詳細は決まりしだいお知らせします。